

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の適正な使用について必要な事項を定めることにより、農薬による被害防止と環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農薬

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農薬をいう。

(2) ゴルフ場

ホールの数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。）及びホールの数が18ホール未満のものであっても、ホールの数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいう。

(3) 事業者

県内に所在するゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(登録農薬の使用及び表示事項の遵守)

第3条 事業者は、農薬を使用する場合には、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により登録された農薬を使用しなければならない。

2 事業者は、農薬を使用する場合には、法第16条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等の表示事項を遵守しなければならない。

(農薬使用量の低減等)

第4条 事業者は、農薬を使用する場合には、必要最小限にとどめ、低毒性農薬を使用するよう努めなければならない。

2 事業者は、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する水質汚濁性農薬を使用してはならない。

(農薬の購入等)

第5条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定により登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条の規定による届出のある農薬販売者（以下「販売者等」という。）から購入しなければならない。

2 販売者等は、事業者に対し、法第3条の登録を受けていない農薬、法第16条の表示のない農

薬等の不適正な農薬を販売してはならない。

(農薬の適正な保管管理)

第6条 事業者は、農薬を保管・管理する場合には、専用の保管庫等を設けて、農薬の盜難、紛失、飛散、流出等を防止しなければならない。

(防除の委託)

第7条 事業者は、病害虫防除等を委託する場合においても、人畜、水産動植物、周辺環境等に害を与えることなく、安全かつ適正に農薬を使用しなければならない。

(農薬管理責任者の設置等)

第8条 事業者は、農薬の適正な使用及び保管管理を行うために農薬管理責任者を置かなければならない。

2 事業者は、前項の規定により農薬管理責任者を置いたときは、様式第1号により、知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。また、農薬管理責任者を変更したときも同様とする。

(農薬管理責任者等の資質の向上)

第9条 事業者は、知事が実施する農薬安全使用対策講習会等に農薬管理責任者等を参加させ、農薬管理責任者等の資質の向上に努めなければならない。

(農薬の使用計画の作成及び報告)

第10条 事業者は、翌年度の農薬の使用計画を作成し、様式第2号により、毎年2月末日までに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(農薬の使用状況等の記録及び報告)

第11条 事業者は、農薬の受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録し、3年間保存しなければならない。

2 事業者は、農薬の使用状況等について、様式第3号により記録し、3年間保存しなければならない。

3 事業者は、毎年4月30日までに、前年度の農薬の使用状況等について、様式第4号により、知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(周辺の環境及びプレーヤー等に対する被害の防止)

第12条 事業者は、農薬を使用する場合には、気象及び地形等の環境条件を十分に考慮し、農薬のゴルフ場外への流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害を及ぼさないようにしなければならない。

2 事業者は、農薬を散布する場合には、原則として休業日又は営業の終了後等に実施して、プレーヤー等に影響を与えないように努めなければならない。

3 事業者は、農薬の散布後は農薬を散布した旨を掲示板等で表示し、プレーヤー等の注意を喚起しなければならない。

(水質の監視及び測定)

第13条 事業者は、調整池に魚類を放し飼いして、水質の汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 事業者は、調整池又は排水口で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第5号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

4 第2項の規定による測定の結果が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）に規定する指針値（以下「指針値」という。）を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

第13条の2 事業者は、ゴルフ場内の飲料水を井戸水、湧水等の自己水によって供給している場合は、給水栓で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果を3年間保存しなければならない。この場合において、測定する農薬は、前条の規定により実施する水質測定と同じ農薬について同時にを行うよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第6号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定による測定の結果が、「水質管理目標設定項目」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）に規定する農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リストの目標値（以下「目標値」という。）を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(農薬による事故発生時の措置及び報告)

第14条 事業者は、農薬の流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害が発生するおそれがあるときには、その旨を直ちに知事及び関係市町村長に報告するとともに、その原因を究明して、適切な措置を講じなければならない。

(農薬を空中散布する場合の遵守事項)

第15条 事業者は、有人又は無人航空機を利用して農薬を散布する場合には、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通達）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農

林水産省消費・安全局長通知)、愛知県農林水産航空事業基本方針等に定める事項を遵守し、被害防止を図らなければならない。

(愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針の遵守)

第16条 事業者は、農薬を使用する場合には、この要綱に定めるものほか愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を遵守しなければならない。

(立入検査)

第17条 知事は、この要綱の施行のため、必要に応じ関係職員をゴルフ場に立ち入らせ、農薬の使用状況及び書類その他必要な物件を検査させるものとする。

2 事業者は、前項に規定する検査について、積極的に協力しなければならない。

(指導、勧告)

第18条 知事は、事業者が、この要綱に定める事項に従わなかったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は勧告をするものとする。

2 知事は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が指針値を超えたとき、又はゴルフ場の排水口等の下流水域に取水口を有する水道の原水中の農薬濃度若しくはゴルフ場内の飲料水中の農薬濃度が目標値を超えたときには、事業者に対し、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

3 知事は、第2項の場合のほか、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等のため必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は勧告を行うものとする。

(氏名等の公表)

第19条 知事は、事業者が正当な理由がなく、指導若しくは勧告に従わないとき、検査を拒み若しくは妨害したとき又は報告をしなかったときは、当該事業者の氏名等を公表するものとする。

(市町村等との連携)

第20条 知事、市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬使用に関し、相互に情報の交換を行うなど、密接な連携を図るものとする。

(農薬の使用に関する協定の締結)

第21条 市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬の使用に関して、必要があると認めるときは、協定を締結することができるものとする。

(農薬の使用状況等及び水質測定の結果の公表)

第22条 知事は、各事業者から報告された前年度の農薬の使用状況等及び水質測定の結果を公表する場合は、公表内容を愛知県ゴルフ場農薬適正使用調整会議に諮るものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行し、平成22年9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行し、平成27年12月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、令和元年7月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。